

# こども・ほっとそうだん つうしん だい ごう 通信 第2号



みんな、元気かな。



花もみどりも、いっぱいきせつの季節になりました。朝霞市『こども・ほっとそうだん』です。  
『こども・ほっとそうだん』では、相談員が、みなさんからの話を秘密ひみつを守っていっしょ  
に考えます。

こまっていること、なやんでいること、どんなお話でも、聴かせてください。

学校に  
いきたくない

つらいことを  
聞いてほしい

勉強が  
にがて

なんだか  
不安…



## 『こどもの権利(けんり)』を知っていますか ②

日本をふくむ、世界の国々で決めている国連『こどもの権利条約』には、4つの原則げんそく  
(基本的な考え方)があります。原則1つめは『差別の禁止』(差別さべつされない権利)です。

すべてのこどもには、『差別さべつされない権利』があります。こども自身や親の、人種や肌の  
色、男か女かあるいはそのどちらでもないか、どんなことを信じているのか、出身、お金持ち  
かどうか、障がいしょうがいをかかえているかどうか、などで差別さべつされることはありません。

『差別さべつされない権利』、大切な権利けんりですね。

### こども・ほっとそうだん

相談方法

電話

あ  
会って相談  
(予約してね)

手紙

相談  
フォーム

相談フォーム



☎ 048-423-4120

せんもん  
専門の相談員は水曜日・金曜日

午前9時30分～午後4時30分 ※祝日、年末年始はお休みです。

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分も、電話できます。

